

ASK ニュース

Vol.0178

2015年11月2日(月)
担当：MS事業部 松村

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21 損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F
ASK 税理士法人 TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

マイナンバー情報 漏えいの罰則

はじめに

マイナンバーとは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。今年の年末にかけて全国民に通知書が届きます。

従業員のマイナンバー管理

会社としては、従業員のマイナンバーを聞き取りすることとなり、これを厳重に管理していく必要があります。退職後もこの保管が必要です。

個人番号の漏えいによる罰則

この番号が漏えいすると4年以下の懲役か200万円以下の罰金と重い罰則になります。

個別に見ていくと

①正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供した場合

4年以下の懲役か200万円以下の罰金又はこれらの併科

②不正利益目的で個人番号を提供・盗用・漏えいした場合

3年以下の懲役か150万円以下の罰金又はこれらの併科

③人をあざむく、暴行、施設への侵入など不正行為

で個人番号を取得した場合

3年以下の懲役又は150万円以下の罰金

④偽りなどの不正手段により個人番号カードを取得した場合

6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金

法人にも13桁の番号

あまり知られていないですが、法人にも法人番号が与えられます。こちらは、個人番号と異なり原則として公表され誰でも確認が可能です。

具体的なお知らせは、登記されている住所地に送付されます。時期としては10月下旬～11月下旬で、地域により異なります。愛知県であれば平成27年11月11日から順次発送されます。

終わりに

マイナンバーの管理は、ルール作りが重要です。収集・保管・利用・破棄まで、「誰が」「いつ」「どのように」と細かく決めていくと良いでしょう。

また、ASKではセミナーも実施していますのでご参加ください。



